

行政官廳は當該處分に係る事項に關する主務官廳とする事

第六 第一の規定により統制會が行政官廳の職權を行ふ場合または第二の規定により行政官廳に提出すべき書類が統制會を経由するものとせらるゝ場合に於ては許可認可等行政事務處理簡捷令の適用に附ては當該統制會はこれを行政廳と看做すこと

第七 第一及第二の規定により統制會の行ふ事務に要する經費は統制會の負擔とすること

第八 本令に定むるものの外第一の規定に依り統制會が行政官廳の職權を行ふ場合及第二の規定に依り行政官廳に提出すべき書類が統制會を経由するものとせらるゝ場合に於ける必要なる事項は厚生大臣命令を以て之を定むること

第九 厚生大臣左に掲ぐる職權を行ふに當りては統制會の意見を徴するものとする事

(一) 學校卒業者使用制限令第二條第一項の規定に依る認可

(二) 勞務調整令第二條第一項の規定に依る工場事業場その他の場所の指定

(三) 工場事業場技能者養成令に基きて發する命令に依る職權にして厚生大臣の定むるもの

第十 厚生大臣左の各號の一に該當する事項に關する必要なる計畫を樹立する場合においては統制會の意見を徴するものとする事

(一) 勞務調整令第六條の規定による國民職業指導所の行ふ國民學校修了者の紹介

(二) 勞務調整令第七條第一號の規定による國民職業指導所の行ふ一般青壯年の紹介

第十一 第九及第十の規定は工場事業場管理令により陸軍大臣又は海軍大臣の管理する工場事業場に關してはこれを適用せざる事

### 日滿農政研究會の滿洲開拓第二次五ヶ年計畫に關する希望決議

日滿農政研究會に於いては昭和十八年六月二十四日第五回總會に際し、現下の新事態に即應すべき滿洲開拓第二次五ヶ年計畫の具體的方策について協議、大要左の如き方策を決議、日滿兩國政府に對し要望する事となつた。

#### 一 決 議

一、日本側において講すべき方策

(一) 開拓民送出促進の一大國民運動の展開

滿洲開拓の國策的意義を國民各層に滲透せしめ、拓土送出を促進せしめるため政府指導の下に一大國民運動を展開する

(二) 行政機構の整備

開拓行政の特異性に鑑み地方廳におけるこれが專管機構の確立を圖る

(三) 分村計畫の強力なる推進

(イ) 日滿を通ずる食糧増産の確保および農業人口の定有がわが國農政の根幹たるに鑑み、皇國農村確立促進方策を講ずるに當つては重要な實踐要目として分村計畫を推進せしめるやう措置する

(ロ) 分村計畫を遂行せんとする農村は努めて優先的に標準農村に指定するとともに、開拓團の

編成に當つては標準農村の分村計畫と密接なる關聯を保持せしめる

(ハ) 農村の地主階級に對し分村計畫に對する關心を振起せしめ、これに協力せしめる方途を考究する

(四) 企業整備に伴ふ大陸歸農開拓民送出の促進  
時局の要請に即應し轉廢業を必要とするものについては速かに具體的送出計畫を促進する

(五) 開拓團および青年義勇隊編成の指導者に對する養成施設の整備

開拓團および青年義勇隊郷土部隊編成の成否が指導者の資質如何に懸るに鑑み、養成施設を整備し指導者の大量的養成を圖る

(ニ) 滿洲國側において講すべき方策

(一) 補充入植計畫ならびに弱體開拓團整理計畫の樹立

團員送出期間を経過した開拓團で團員の現在數が計畫戸數と著しく懸隔のあるものは速に補充入植計畫を樹立し、補充入植の困難なものは速かに地區整理を行ひ、開拓地の效率の利用を圖るとともに新規入植地の確保に資する

(二) 入植基本施設の事前整備

開拓地における道路、家屋、役畜など入植ならびに増産上必要なる基本施設は政府またはその代行機關において開拓民入植以前に整備せしめ、開拓民をして専ら増産に挺身せしめるやう考究する